

# 西原町立幼稚園に係る保育料について

平成27年度の西原町立幼稚園に係る保育料(利用者負担額)は、世帯の市町村民税所得割税額等により、階層を判定します。

単位:円/月額

階層	区分	年収の目安	国基準額	西原町幼稚園保育料(利用者負担額)(案)		
				第1子	第2子(半額)	第3子(無料)
第1階層	生活保護世帯	0円	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯を含む)	母子家庭等 一般世帯	~270万円	0	0	0
				3,000	2,900	1,400
第3階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	母子家庭等 一般世帯	~360万円	15,100	3,600	1,800
				16,100	4,600	2,300
第4階層	市町村民税所得割課税額 77,100円以上~211,200円以下	~680万円	20,500	5,900	2,900	0
第5階層	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	680万円~	25,700	7,400	3,700	0

## 〈利用者負担額の算定方法〉

平成27年度4月~8月分...平成26年度の市町村民税所得割課税額により算定  
平成27年度9月~平成28年度3月...平成27年度の市町村民税所得割課税額により算定

- ※未申告等で課税状況が確認できない場合は、保育料の最高額(7,400円)で決定されます。
- ※申告は、該当年度の1月1日に住所を有する市町村で行ってください。
- ※年度途中で転入してきた方や保護者のいずれかが西原町に住所を有する場合は、申告を行っている市町村の所得課税証明書が必要です。
- ※平成27年1月2日以降に西原町へ転入した方は、平成27年9月分以降の保育料のため平成27年度の所得課税証明書の提出が必要となります。発行される時期は6月中旬頃となるため、7月17日(金)までに教育総務課へ提出してください。



## 〈軽減措置〉

- ※多子世帯に対する軽減措置として、幼稚園対象児から小学3年生までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目からは無料とします。
- ※100円未満を切り捨てます。
- ※母子父子世帯・在宅障がい者のいる世帯は、第2階層は無料、第3階層は月額1,000円を減額します。

【お問い合わせ】 福祉部こども福祉課 幼稚園こども園係 ☎945-5311

## 浦添警察署よりお知らせ



### 【自転車盗難に注意!】

- ・ 2ロック(2個鍵を掛ける)を忘れずに。 ・ 防犯登録を確実にしましょう。
- ・ 明るい駐輪場にとめましょう。

### 【振り込み詐欺に気をつけましょう!】

- ・ 不審な電話に注意しましょう。 ・ 一人で悩まず、家族に相談しましょう。

### 【ピカピカの一年生の4つのお約束】

約束を守って交通安全!

- ・ 左右をちゃんと見て道路を渡ろう。 ・ 道路で遊ばない。
- ・ 車の陰から渡らない、飛び出さない。 ・ 信号のある場所で道を渡る。



【お問い合わせ】 浦添警察署 ☎875-0110 / 警察安全相談 ☎#9110

## 国民健康保険加入者以外(社会保険加入者など)の受診券について

平成27年度は、下記の方を対象に健診受診券を発行します。

- ★20代30代健診 ⇒ 20歳から39歳の男女のうち、
- ★子宮頸がん検診 ⇒ 20歳以上の女性のうち、
- ★乳がん検診 ⇒ 30歳以上の女性のうち、
- ★胃、肺、大腸がん検診 ⇒ 40歳以上の男女のうち、

職場健診などの受診機会がない方  
例えば...  
・ 家族の扶養に入っている方  
・ 仕事に就いているが、職場での健診機会がない方

職場等で健診の機会があると思われる方には、受診券が送付されません。しかし、受診を希望する方は加入している健康保険の種別に関係なく、上記の健診が受診できます。お手数ですが、受診を希望される方は福祉部健康推進課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

## B型肝炎ウイルス検査、受けましたか?

昭和23年から昭和63年までの間で、満7歳になるまでに集団予防接種やツベルクリン反応検査を受けた方は、B型肝炎ウイルス感染の可能性があります。

B型肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、肝炎ウイルス検査でわかります。職場などの健康診断で肝炎ウイルス検査を受ける機会がない方は、西原町が実施している集団健診や人間ドック等で肝炎ウイルス検査を受けることができます。(※これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は、検査の対象ではありません)

【対象者】 平成28年3月31日までに40歳から70歳になる方

【検査内容】 B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査

【受診方法】 集団健診または西原町が指定した医療機関で検査を受けることができます。

【自己負担額】 300円

※西原町が実施しているB型肝炎・C型肝炎ウイルス検査については、西原町から送付される健診総合ガイドまたは西原町のホームページをご確認ください。



集団予防接種等によりB型肝炎ウイルスに感染された方(これらの方々の相続人を含みます)に、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下、「B型肝炎特別措置法」)」に基づき、給付金などが支給されます。なお、対象者の認定は、裁判上の和解手続などにおいて行ないます。

※注射器を交換する旨の指導が行われなかった頃について、国の責任が認められているのは、昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの間です。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟について

検索

厚生労働省電話相談窓口

☎03-3595-2252(年末年始を除く平日9:00~17:00)



【お問い合わせ】 福祉部健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

## 不動産のことなら創業35年の南新物産におまかせください!



おかげさまで「売買仲介実績 1,100 件突破!!」

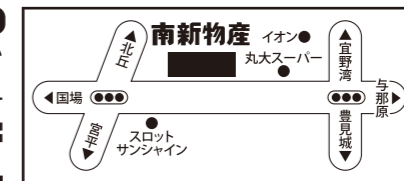
不動産のことでしたら 何なりとお申し付け下さい

沖縄県知事免許(9)第0928号

あなたのホームプランナー



南新物産



### 南風原本店

〒901-1104 南風原町字宮平641番地の7

☎(098) 889-4007(代)

FAX 889-4033

✉ hae@nanchan.co.jp

http://www.nanchan.co.jp 南新物産 検索